

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第5号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成31年4月1日から同年5月31日までの間に支給する市長の給料の額に関する特例措置）

- 12 平成31年4月1日から同年5月31日までの間に支給する市長の給料の額は、附則第9項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる額から第2条第1項第1号に規定する給料の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。